阪神水道企業団の概要

令和５年度版

阪神水道企業団

目　次

１　阪神水道企業団とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

３　阪神水道企業団における議決等の意思決定プロセス　・・・・　１

４　施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

５　主な財源　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

６　令和４年度決算（見込み）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

７　令和５年度当初予算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

８　水道用水供給ビジョン2017　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

９　経営戦略2020　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

1．阪神水道企業団とは

阪神水道企業団は、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市及び宝塚市の５つの市で組織された地方自治法第284条第２項の規定に基づく一部事務組合（特別地方公共団体）で、各市水道部局に水道用水を供給する地方公営企業を経営しています。

(1) 昭和11年７月　阪神間の水不足を解消するために阪神上水道市町村組合設立（16市町村⇒市町村合併により、神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の４市に）
(2) 昭和17年４月　16市町村へ順次、給水開始
(3) 平成13年４月　全量が高度浄水処理水
（オゾン・活性炭処理により、安全でおいしい水に）
(4) 平成29年4月　宝塚市が構成市に加入
(5) 令和２年４月　分賦金制度の見直し（固定費と変動費を明確化した「二部制」の導入）

2．組織

・議　会

議員15人
- 神戸市 8人
- 尼崎市 3人
- 西宮市 2人
- 芦屋市 1人
- 宝塚市 1人

・市会及び市議会において、その市議会議員のうちから選挙
・任期は各市それぞれの職に在職中　※1年交代を例とする。
・議長は神戸市、副議長は尼崎市と西宮市から隔年交替で選出
・議会運営委員会8人
［委員長は神戸市、副委員長は尼崎市］

・運営協議会

構成市市長5人 ― 管理者会（構成市水道事業管理者等5人）

・執行機関

企業長 1人 ― 副企業長 1人 ― 総務部 / 技術部

・職員233人
（令和5年4月1日現在）

・議会で選挙により選任
・任期は4年

・議会の同意を得て企業長が選任
・任期は4年

・監　査

監査委員 2人

・企業長が議会の同意を得て選任（神戸市1名、尼崎市と西宮市は隔年交代で1名）
※各市議会議員から選任
・任期は2年　※1年交代を例とする

3．阪神水道企業団における議決等の意思決定プロセス

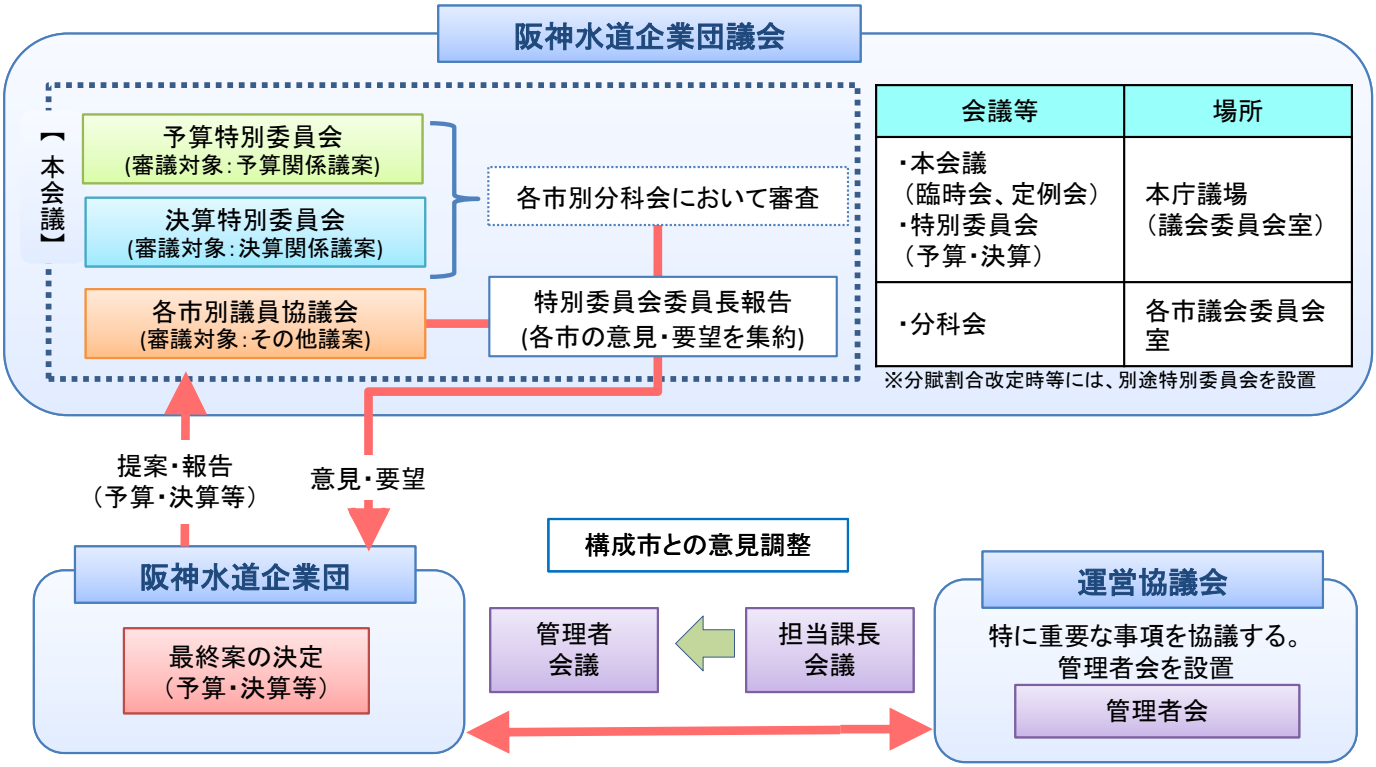

会議等	場所
・本会議 （臨時会、定例会） ・特別委員会 （予算・決算）	本庁議場 （議会委員会室）
・分科会	各市議会委員会室

※分賦割合改定時等には、別途特別委員会を設置

4. 施設

施設概要図

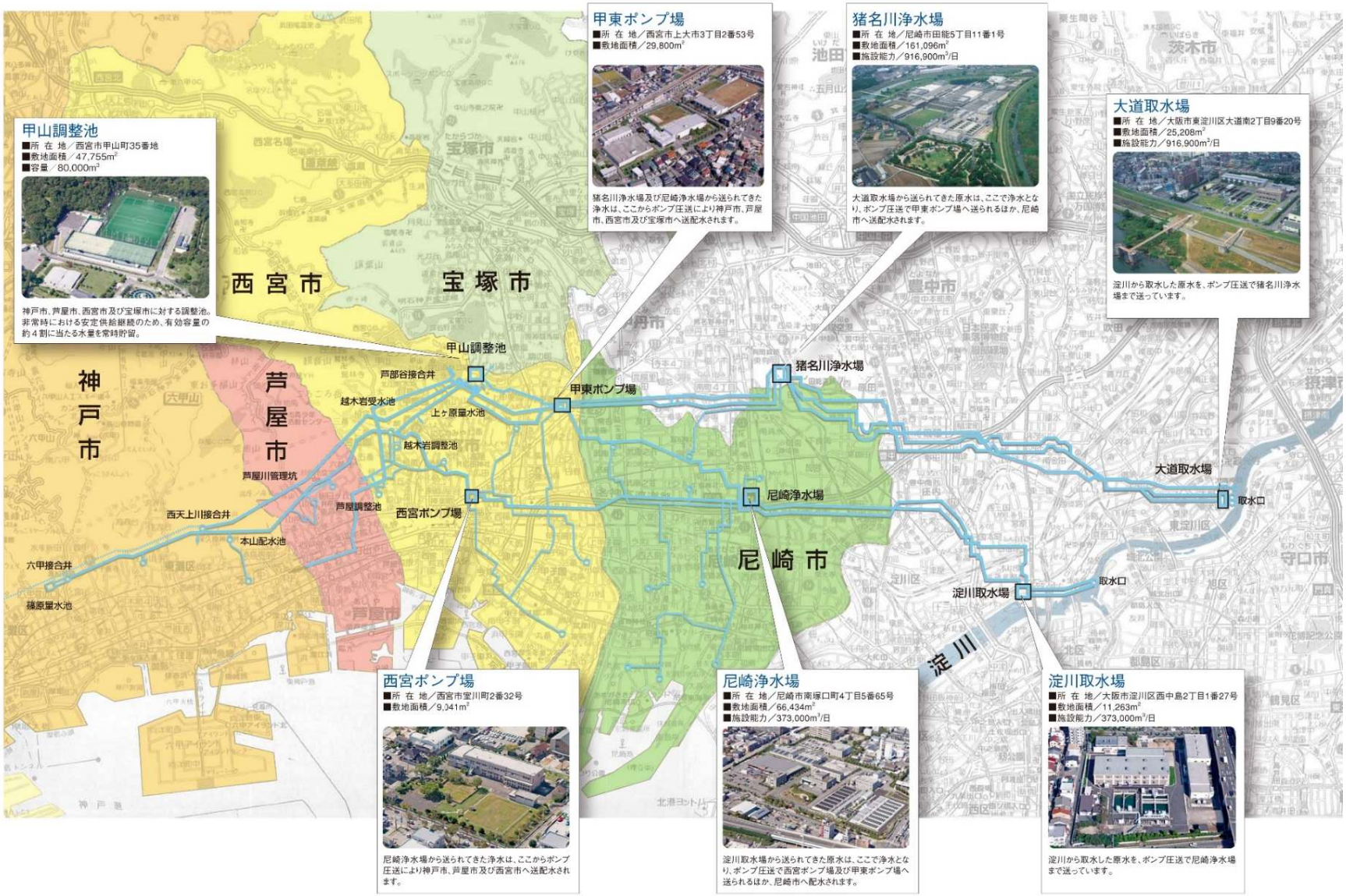
甲山調整池
■所 在 地／西宮市甲山町35番地
■敷地面積／47,755m²
■容量／80,000m³
神戸市、芦屋市、西宮市及び宝塚市に対する調整池。非常時における安定供給継続のため、有効容量の約4割に当たる水量を常時貯留。
甲東ポンプ場
■所 在 地／西宮市上大市3丁目2番53号
■敷地面積／29,800m²
猪名川浄水場及び尼崎浄水場から送られてきた浄水は、ここからポンプ圧送により神戸市、芦屋市、西宮市及び宝塚市へ送配水されます。
猪名川浄水場
■所 在 地／尼崎市田能5丁目11番1号
■敷地面積／161,096m²
■施設能力／916,900m³/日
大道取水場から送られてきた原水は、ここで浄水となり、ポンプ圧送で甲東ポンプ場へ送られるほか、尼崎市へ送配水されます。
大道取水場
■所 在 地／大阪市東淀川区大道南2丁目9番20号
■敷地面積／25,208m²
■施設能力／916,900m³/日
淀川から取水した原水を、ポンプ圧送で猪名川浄水場まで送っています。
西宮市
宝塚市
神戸市
芦屋市
尼崎市
甲山調整池
芦部谷接合井
越木岩受水池
上ヶ原量水池
越木岩調整池
芦屋川管理坑
芦屋調整池
西宮ポンプ場
西天上川接合井
本山配水池
六甲接合井
篠原量水池
甲東ポンプ場
猪名川浄水場
尼崎浄水場
大道取水場
取水口
淀川取水場
取水口
淀川
西宮ポンプ場
■所 在 地／西宮市室川町2番32号
■敷地面積／9,941m²
尼崎浄水場から送られてきた浄水は、ここからポンプ圧送により神戸市、芦屋市及び西宮市へ送配水されます。
尼崎浄水場
■所 在 地／尼崎市南塚口町4丁目5番65号
■敷地面積／66,434m²
■施設能力／373,000m³/日
淀川取水場から送られてきた原水は、ここで浄水となり、ポンプ圧送で西宮ポンプ場及び甲東ポンプ場へ送られるほか、尼崎市へ配水されます。
淀川取水場
■所 在 地／大阪市淀川区西中島2丁目1番27号
■敷地面積／11,263m²
■施設能力／373,000m³/日
淀川から取水した原水を、ポンプ圧送で尼崎浄水場まで送っています。

4. 施設

（1）概要

構成市の水需要に対処するため、これまで５回にわたる拡張工事を実施し、現在は１日最大112万８千㎥の供給能力を有し、その全量がオゾンと活性炭処理を取り入れた高度浄水処理水となっています。

【現有給水能力】

令和5年4月時点

給水区域	１日最大給水量（㎥/日）		
	阪神水道企業団	5市自己水源及び県水	計
神戸市	638,381	228,360	866,741
尼崎市	232,523	86,050	318,573
西宮市	188,504	51,020	239,524
芦屋市	41,242	9,695	50,937
宝塚市	27,350	68,650	96,000
計	1,128,000	443,775	1,571,775

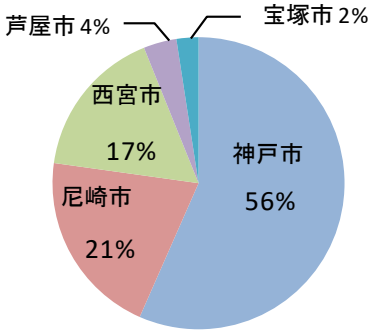

【施設フローチャート】

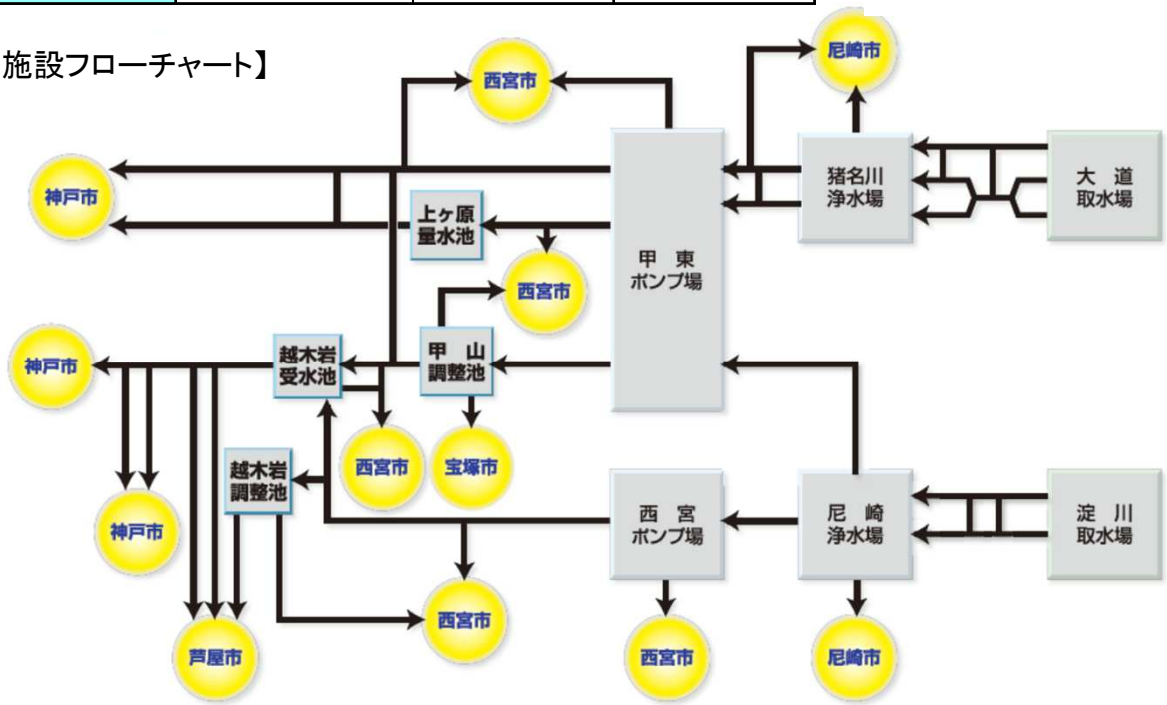

（2）管路

総延長　186㎞

阪神水道企業団の管路は、昭和11年の事業開始以来、５期にわたって整備が進められ、淀川原水を浄水場へ導く取・導水管と、浄水を構成市へ供給する送配水管で構成されています。

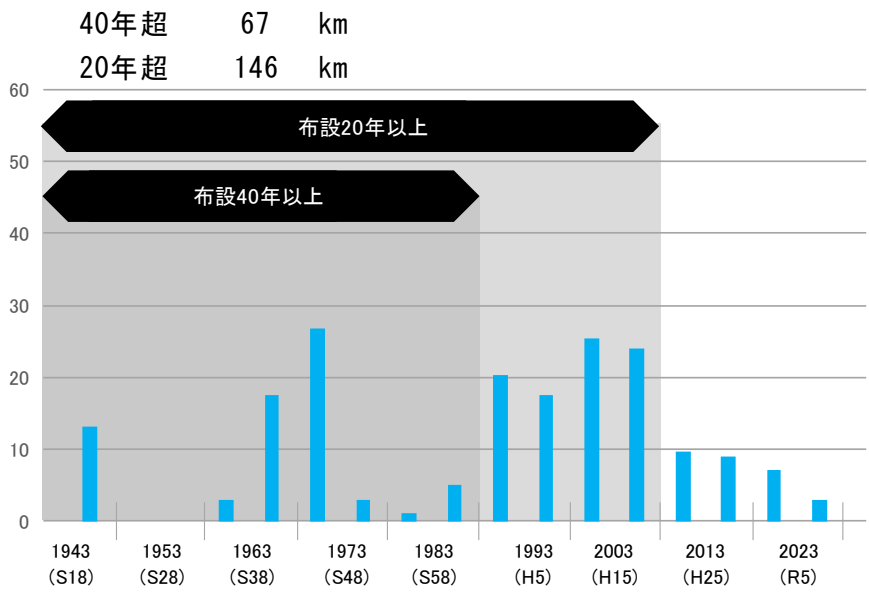

用途別延長

取水管・導水管	60 km
送水管	72 km
配水管	54 km

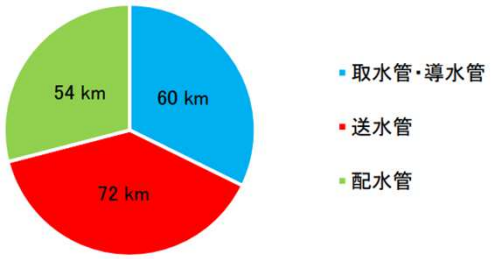

口径別延長

大口径（D≧800）	135 km
中口径（400≦D＜800）	33 km
小口径（D＜400）	18 km

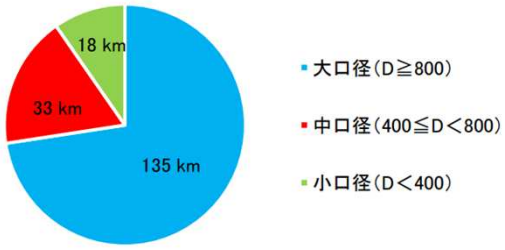

管種別延長

ダクタイル鋳鉄管	86 km
鋼管	77 km
鋳鉄管	3 km
トンネル・その他	20 km

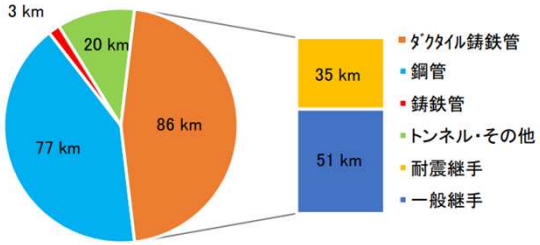

（３）浄水処理

従来の凝集沈殿・ろ過処理に加え、異臭味除去等への対応を推進し、オゾン・活性炭処理を全浄水施設に導入しています。

【浄水システムの処理機能評価】

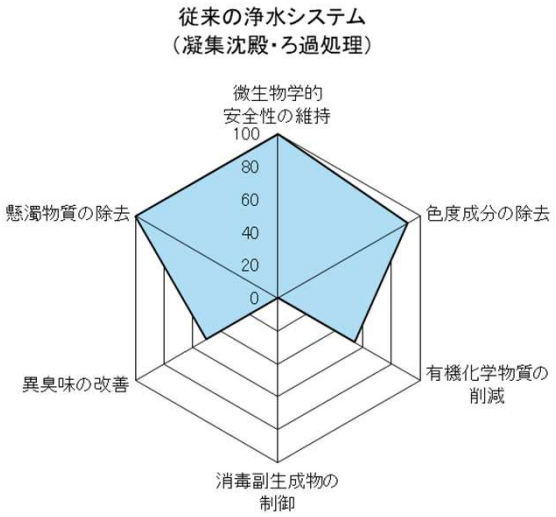

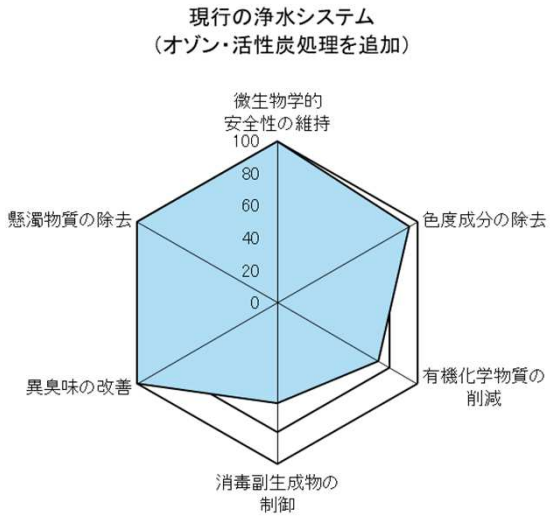

【浄水処理フロー】

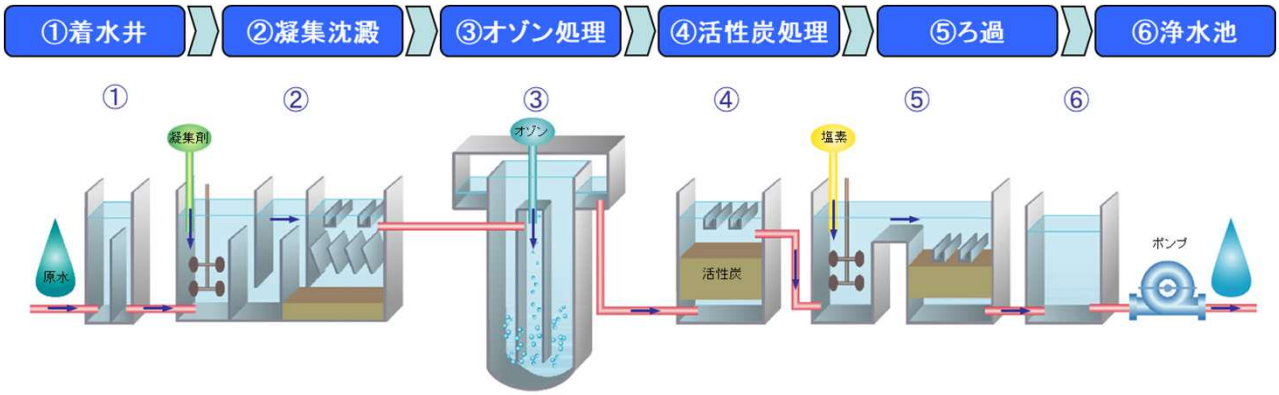

（4）水源

阪神水道企業団の水源は、全て琵琶湖・淀川水系に依存しています。
当初の自流分に加え、河水統制や数度にわたる水源開発事業等に参画した結果、現在では13.818㎥/秒の水源量を有しています。

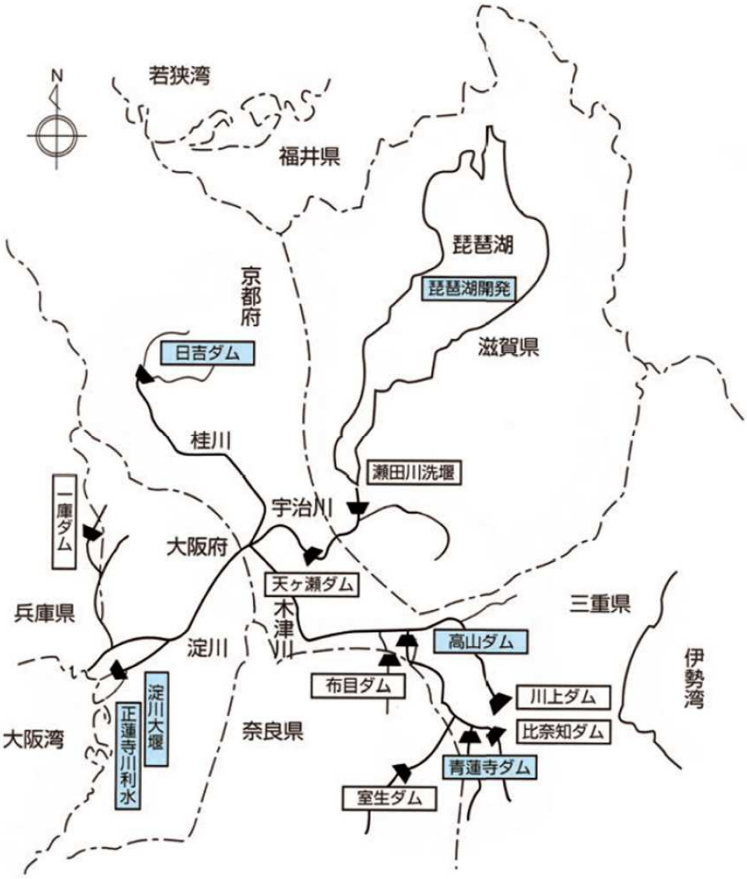

【水源量一覧】

事業名	完成年度	水源量（㎥/秒）	水源量（㎥/日）	水源量累計（㎥/日）
河水統制まで	S26	5.350	462,240	462,240
淀川大堰（長柄可動堰）	S57（S39）	0.965	83,376	545,616
高山ダム	S44	0.672	58,060	603,676
青蓮寺ダム	S45	0.309	26,698	630,374
正蓮寺川利水	S46	0.654	56,506	686,880
琵琶湖開発	H3	5.114	441,849	1,128,729
日吉ダム	H9	0.754	65,146	1,193,875
合計		13.818	1,193,875	

1日最大給水量
1,128,000㎥/日

（備考）参画していた猪名川総合開発事業及び丹生ダム建設事業から撤退

5．主な財源

（1）分賦金

阪神水道企業団の経営は、構成市に対する給水量を基準として決定する「分賦金」を主な財源として成り立っています。

分賦金の基礎となる年間給水量は、構成市からの要請水量をもとに、責任水量（分賦基本水量）として定めており、また、分賦金単価（分賦割合）については、算定期間（おおむね４年間ごとの財政計画期間）における所要資金を基礎とした『総括原価方式（資金ベース）』により算定しています。

なお、令和２年度より固定費と変動費を明確化した「二部制」の導入と、受水費負担の軽減を目的とした「分賦金水準（負担額）の引下げ」を実施し、現行の分賦割合は以下のとおりとなっています。

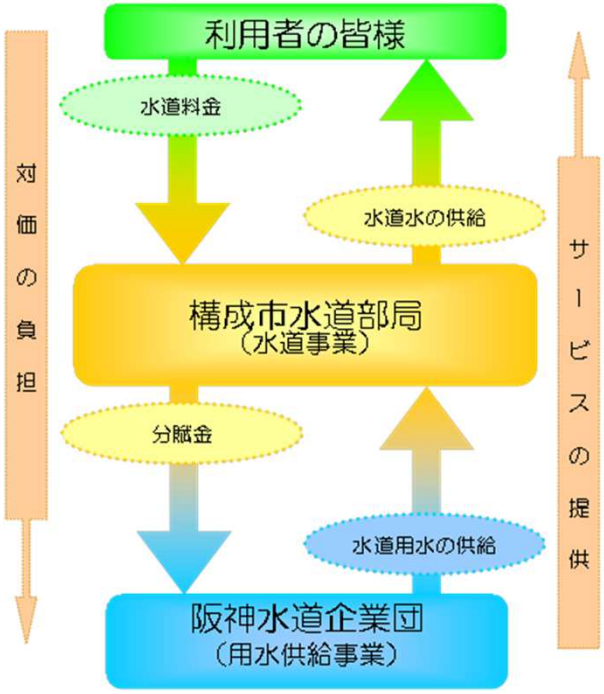

【分賦割合】（税抜き）

分賦基本水量までの水量（固定費）	1㎥あたり51円06銭
分賦基本水量を超える水量（固定費）	1㎥あたり61円27銭
給水量（実績給水量）（変動費）	1㎥あたり9円62銭

【財政計画期間（令和2年度～令和5年度）における1日最大給水量及び分賦基本水量】

（単位　㎥）

	神戸市		尼崎市		西宮市		芦屋市		宝塚市		計	
	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量
令和2年度	638,381	163,106,455	232,523	59,409,955	188,504	48,162,845	41,242	10,537,550	27,350	6,987,925	1,128,000	288,204,730
令和3年度	638,381	163,106,455	232,523	59,409,955	188,504	48,162,845	41,242	10,537,550	27,350	6,987,925	1,128,000	288,204,730
令和4年度	638,381	163,106,455	232,523	59,409,955	188,504	48,162,845	41,242	10,537,550	27,350	6,987,925	1,128,000	288,204,730
令和5年度	638,381	163,553,322	232,523	59,572,722	188,504	48,294,798	41,242	10,566,420	27,350	7,007,070	1,128,000	288,994,332

（2）一般会計繰出金（補助金・出資金）

国庫補助の対象となった上水道布設第５期拡張事業の建設費、水源開発事業費及び独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金等の財源として、一般会計から補助金・出資金を受けています。

【繰出基準】

第5期拡張事業等	水源開発事業	出資金（元金）	補助金（利息）	備考
拡張事業費（高度処理施設を除く。）の1/3　※1	水源開発事業費の1/3　※2	○	－	※1 平成21年度終了 ※2 平成15年度終了
拡張事業費（高度処理施設、国庫補助金を除く。）の1/2	－	○	－	平成21年度終了
拡張事業費（平成元年度以前分）の7/30に相当する企業債に係る元利償還金	－	○	○	令和元年度終了
－	水源開発事業 割賦負担元利金の1/3	○	○	

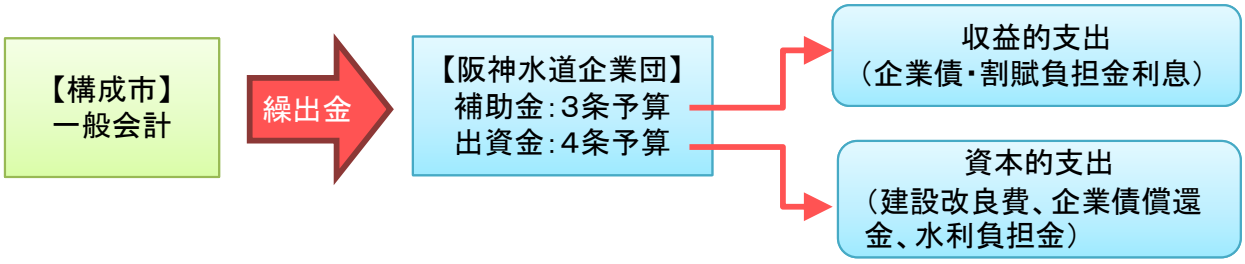

【繰出率】

	1～4期施設に係る繰出率		5期施設に係る繰出率		1～5期施設に係る繰出率	
	水量（㎥/日）	比率（%）	水量（㎥/日）	比率（%）	水量（㎥/日）	比率（%）
神戸市	574,900	59.39	194,332	60.37	773,504	59.97
尼崎市	254,062	26.25	15,310	4.76	272,534	21.13
西宮市	111,588	11.53	76,916	23.89	188,504	14.61
芦屋市	27,450	2.83	27,552	8.56	55,358	4.29
宝塚市	－	－	7,790	2.42	－	－
5市合計	968,000	100.00	321,900	100.00	1,289,900	100.00

６．令和４年度決算（見込み）

（１） 資産及び負債・資本の状況（令和４年度）

昭和11年の設立以来、順次拡張工事を実施して水源確保に努めてきた結果、１日最大給水量1,128,000㎥を供給し得る施設を有し、令和４年度末における資産総額は約1,540億円となっています。

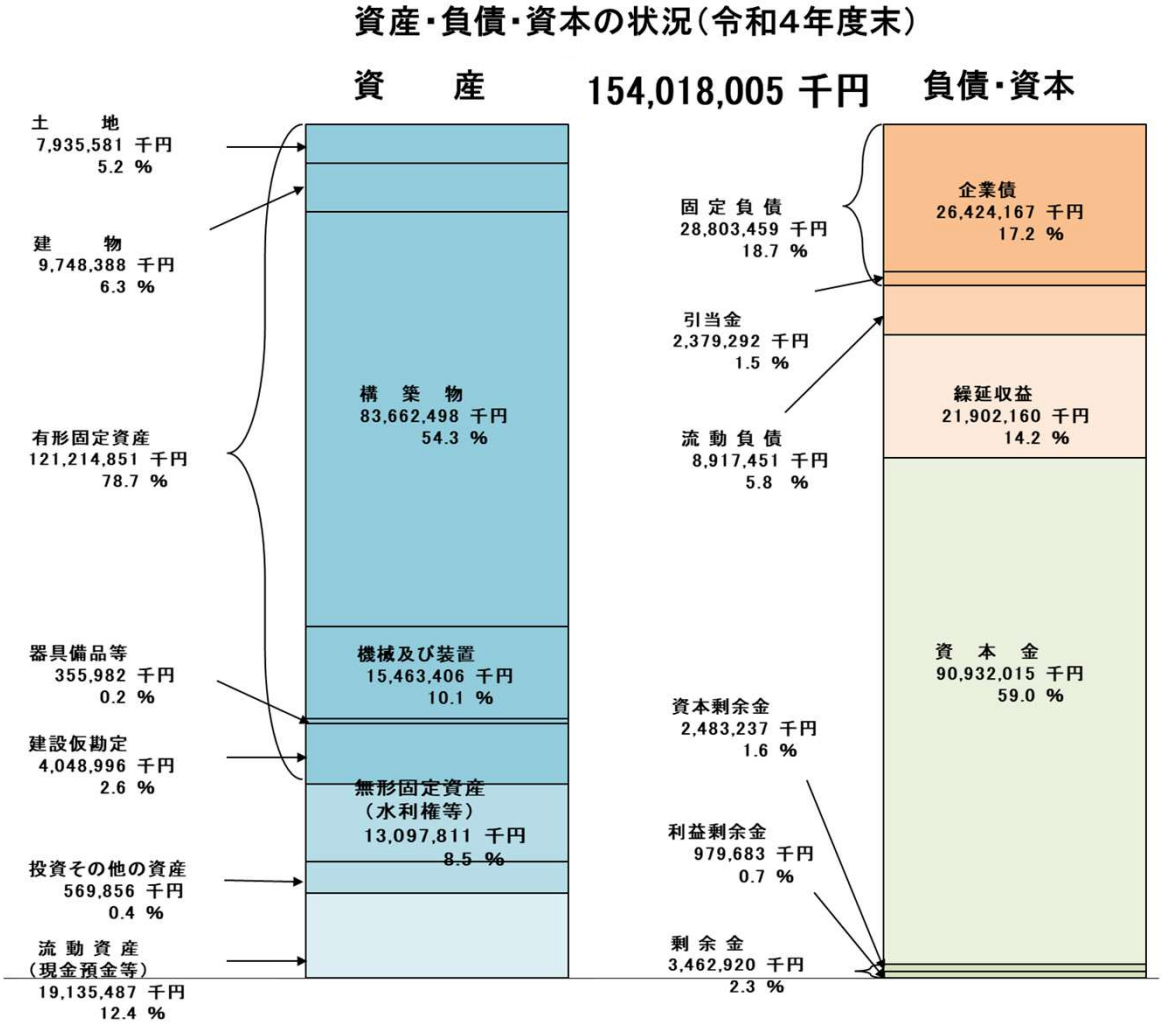

（２）給水原価と供給単価

経常費用の縮減（繰上償還や借入額の削減による支払利息の縮減等、経営改善策の推進）により、給水原価圧縮に努めています。

※ピーク（平成13年度）75.34円/㎥　⇒　令和４年度 53.36円/㎥

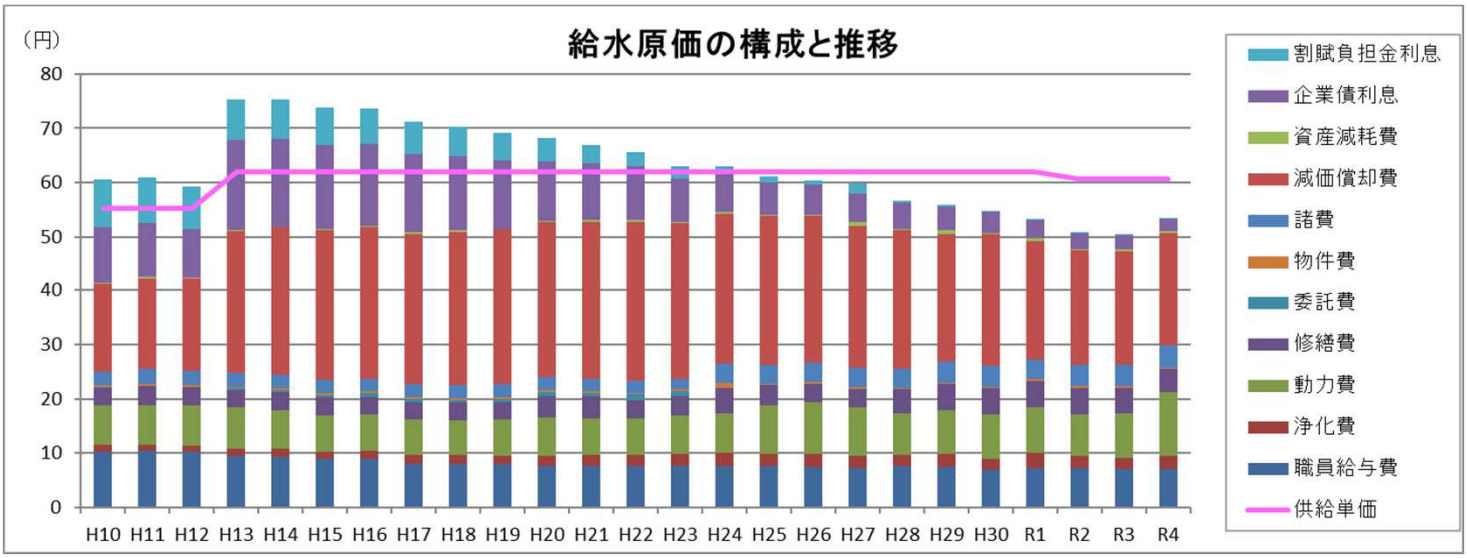

（３）収益的収支の状況

収益的収入の大部分が構成市からの分賦金となっています。
収益的支出は用水供給施設の運営経費（職員給与費・動力費・薬品費等）や、減価償却費、企業債・割賦負担金の支払利息などとなっています。
※企業債・割賦負担金の繰上償還による支払利息等の軽減等により、平成24年度から単年度純利益を計上しています。

【令和4年度収益的収支決算（税抜）】

※令和4年度末利益剰余金　約9.8億円

（４）資本的収支の状況

資本的収入は、資本的支出の財源となる企業債、構成団体の一般会計からの出資金、国からの補助金などで構成されています。
資本的支出は、施設の改良費や企業債・水利負担金の元金償還金などとなっています。

【令和4年度資本的収支決算（税込）】

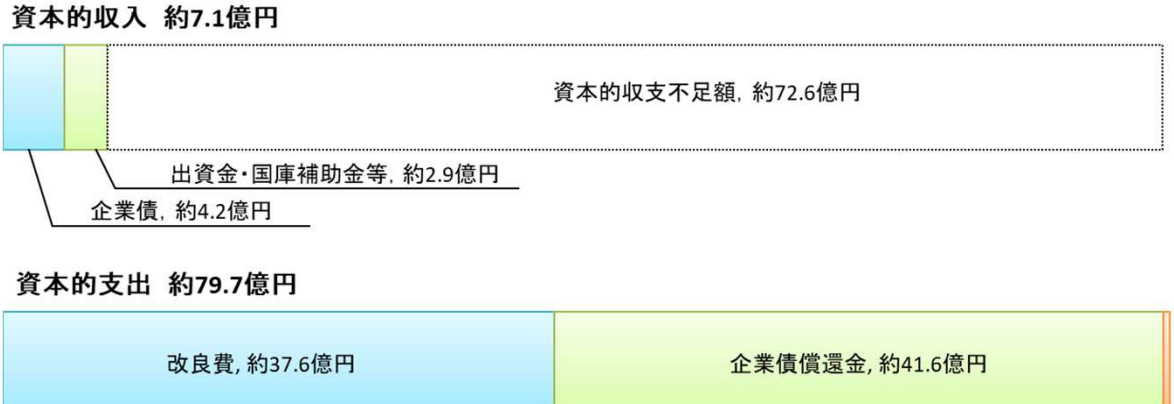

※令和4年度末資金残額　約139.6億円

（５） 企業債の状況

平成12年度の第５期拡張事業概成以後、企業債償還の進捗に加え、繰上償還や借入額の抑制によって、企業債残高の削減に努めています。

※ピーク（平成12年度）1,235億円　⇒　令和4年度 303億円

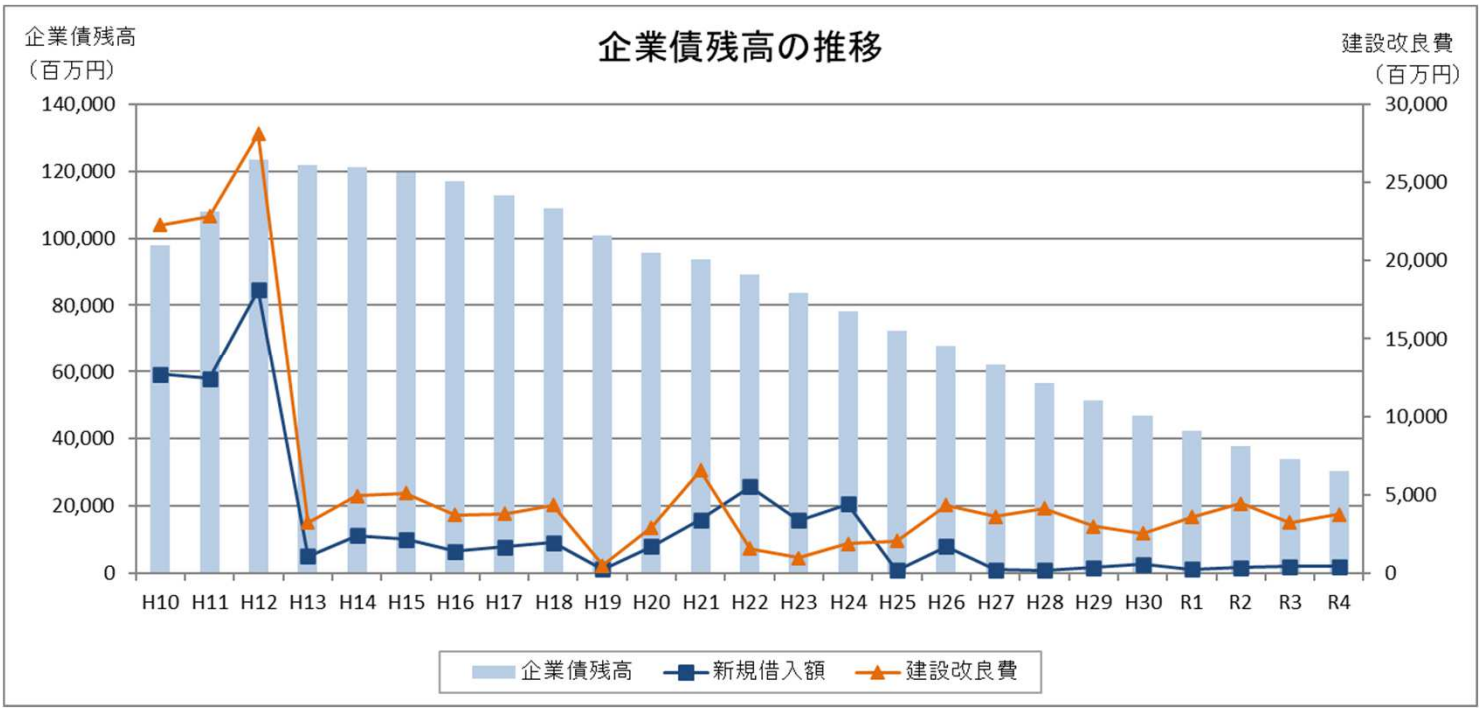

（６） 割賦負担金の状況（水源開発事業に係る水資源機構への分割負担金）

平成17年度以降、琵琶湖開発事業及び日吉ダム建設事業割賦負担金の一部繰上償還並びに丹生ダム建設事業割賦負担金（１次精算分）の一括償還によって、割賦負担金残高の削減に努めています。

※ピーク（平成10年度）441億円　⇒　令和４年度 ７億円

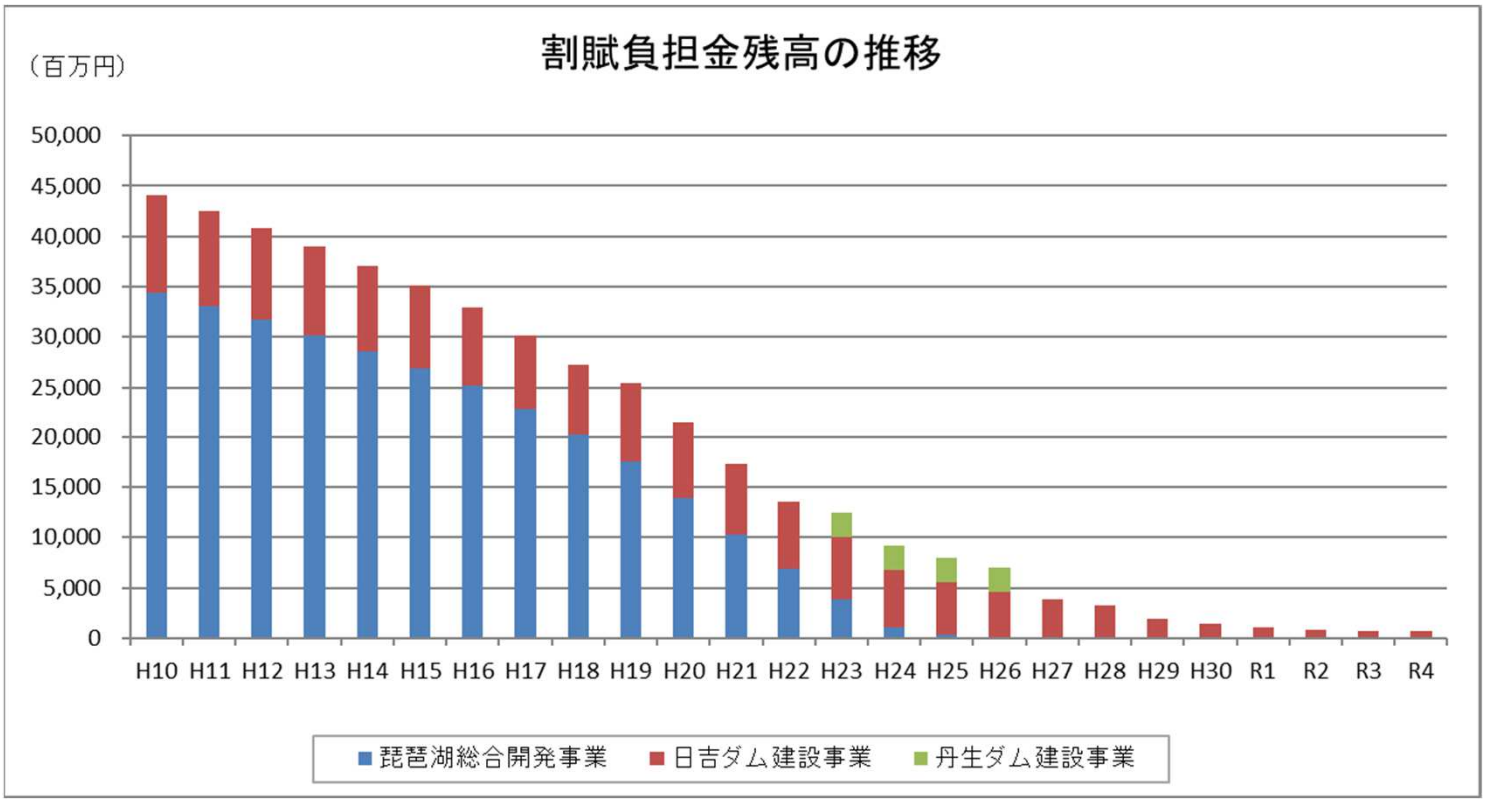

7．令和５年度当初予算

（１） 予算編成の基本方針及び主要施策

令和５年度は、財政計画（令和２年度～令和５年度）の4年度目として、老朽化対策・耐震化の推進や災害リスク対策など、計画に掲げた目標を着実に遂行するための予算編成に努めました。
令和5年度予算における主要な推進施策は以下のとおりです。

１　施設整備

⑴　**施設規模の適正化並びに老朽化対策及び耐震化**

施設整備については、施設規模の適正化に向け、構成市と協議の上、管口径やポンプ能力の縮小などを図り、アセットマネジメントの実践により、効果的に老朽化対策及び耐震化を推進していきます。

管路については、引き続き配水管の更新を進め、大規模管路である猪名川浄水場系統に属する３期送水管路の更新工事を順次着工していきます。また、水管橋についても耐震補強による耐震性向上や塗装による腐食防止を図ります。

構造物については、老朽化や耐震性に関する診断結果に基づく改修を行うとともに、送水管のバックアップに必要な系統連絡施設を築造します。

設備については、猪名川浄水場Ⅱ系オゾン設備取替において、企業団として初となる設計、施工及び保守に係る一括発注方式（ＤＢＭ）を導入します。また、機器の更新及び修繕等に当たっては、脱炭素に関連する国の動きを踏まえ、省エネルギー化を図りつつ、「主要機器の更新基準及び点検整備基準」に基づき取替・修理を実施します。

⑵　**災害リスク対策**

近年の自然災害の発生状況を踏まえ、ハード・ソフト両面におけるリスク対策を推進します。

２　持続的な経営

⑴　**経営基盤の強化**

施設規模の適正化とそれに伴う施設整備の抑制により、また、これまでに実施してきた経営改善策について、新たな施策も取り入れつつ継続することにより、経営基盤の強化を図っていきます。このほか、住吉鉄筋公舎跡地及び配水池について売却を目指しています。

⑵　**施設整備のための財源確保**

企業債の適切な借入れによって施設整備を実施するための財源として、企業債を適切に借り入れるとともに、耐震化等交付金の確保に努めます。

⑶　**費用負担の見直し**

構成市との協議に基づき、令和９年度からの費用負担の見直しに向けた手続を進めます。

３　組織体制の強化

⑴　**組織体制の適正化**

事業継続・危機管理等に必要な職員数を念頭に置きつつ、業務の効率化や高度化に向けた取組の推進等を図ります。

⑵　**人材育成・技術継承**

計画的かつ戦略的な採用活動を行うとともに、人材育成方針に基づく施策を実施し、職員が自らどうあるべきかを考え、行動する「主体性」を持った職員の育成を図ります。

令和５年度から定年が段階的に引き上げられることを踏まえ、高齢期職員に求められる役割を果たすことができるよう、「高齢期職員の活躍促進」のための施策等を実施します。

４　今後の事業運営のための取組

構成市との「阪神地域の水供給の最適化研究会」を継続して実施するとともに、近隣水道事業体との広域連携に関する取組に関する検討、新規供給に関する協議調整、官民連携等を推進していきます。また、環境への負荷抑制のための取組を進めるとともに、広報戦略の運用を図り積極的な広報・PRに努めていきます。

（２） 予算の大要

① 業務の予定量

（単位　㎥）

給水市名	１日平均給水量	分賦基本水量	給水量
神　戸　市	446,867	163,553,322	158,448,478
尼　崎　市	162,767	59,572,722	44,768,183
西　宮　市	131,953	48,294,798	47,135,723
芦　屋　市	28,870	10,566,420	9,268,460
宝　塚　市	19,145	7,007,070	7,007,070
計	789,602	288,994,332	266,627,914

② 収益的収支の予定額

（単位　千円、税込み）

科目	当年度予定額	前年度予定額	比較（△減）
水道事業収益	20,181,152	20,105,686	75,466
営業収益	19,085,203	18,992,019	93,184
営業外収益	1,095,948	1,113,666	△ 17,718
特別利益	1	1	0
水道事業費用	18,696,022	17,090,136	1,605,886
営業費用	17,540,590	15,974,041	1,566,549
営業外費用	1,150,428	1,111,091	39,337
特別損失	4	4	0
予備費	5,000	5,000	0

③ 資本的収支の予定額

（単位　千円、税込み）

科目	当年度予定額	前年度予定額	比較（△減）
資本的収入	1,758,506	1,959,615	△ 201,109
企業債	1,506,000	1,945,000	△ 439,000
出資金	14,920	14,611	309
国庫補助金	237,583	1	237,582
固定資産売却代金	1	1	0
工事負担金	1	1	0
その他資本収入	1	1	0
資本的支出	8,292,225	12,036,494	△ 3,744,269
建設改良費	4,324,262	7,833,601	△ 3,509,339
企業債償還金	3,863,067	4,156,417	△ 293,350
水利負担金	76,926	43,834	33,092
国庫補助金返還金	27,970	2,642	25,328

④ 損益・資金収支の予定額

- 当年度予定純利益　1,007,908千円
- 当年度末予定累積損益　1,205,363千円
- 当年度予定資金過不足額　1,196,738千円
- 当年度末予定資金残額　11,402,434千円

8．水道用水供給ビジョン2017

今後の事業運営の方向性を示す計画として、2008年12月に『水道用水供給ビジョン』を策定しました。阪神水道企業団では、このビジョンを軸に、事業運営に関する諸施策を推進しています。なお、経済社会情勢の急激かつ複雑な変化に迅速かつ適切に対応し、健全な事業運営と経営基盤の強化を図るため、2017年度末にビジョンの改定（見直し）を行い、新たに『水道用水供給ビジョン2017』として策定しました。

ビジョンでは、基本理念に基づき、企業団の現状や経営環境を踏まえ、将来の方向性と経営方針を定めた上で、今後対応すべき重点的課題を抽出して再整理し、今後進めるべき施策の方針を取りまとめています。

企業団の現状と課題

水道経営の厳しさは増している。

人口減少等により水需要が低下する中、阪神地域の水道事業経営は厳しさを増しており、企業団においても事業の効率化が求められています。その一方で、企業団が所有する施設の老朽化や災害リスクへの対応強化等のため、多額の施設整備・更新費、維持管理費等の支出が必要となる見込みです。

企業団には活用できる資源がある。

企業団が強みとする経験豊富な人材、高度な技術力、安定した水源及び浄水供給能力は、近隣都市の水供給を安定的に実施し、又は展開していくに当たっても有効に活用し得るものです。

阪神地域一体で、効率的かつ効果的な事業運営を目指す必要がある。

今後、企業団として水道用水供給事業を継続的かつ安定的に実施していくためには、企業団の強みとなる人材を確保することや施設機能の維持・強化を図っていくとともに、民間事業者との連携による業務の効率化等の推進、人材交流や水運用管理等を広域連携の一つの方策として実施していくこと等により、阪神地域の水道の効率的かつ効果的な事業運営を支えていく必要があります。

今後対応すべき重点課題

「安全」に関する重点課題

- **都市河川特有の水質問題**
- **気候変動等による長期的な水質変動**
- **琵琶湖を含む淀川水系上流域での大規模な水源事故**
- **異常気象による土砂災害や浸水被害等の自然災害及び高濁度原水**

「強靭」に関する重点課題

- **施設更新需要の増大**
- **災害リスクの増大**
- **電力への依存度抑制と効率的な施設運用**
- **災害時等における事業継続**
- **施設整備等を進める上での予備力の確保**

「持続」に関する重点課題

- **水需要減少に伴う受水費負担の軽減要請**
- **適正な経営規模、効率的な経営**
- **施設更新、災害リスク等に対する財政需要**
- **電力料金等の物価や金利変動**
- **人材の確保、育成**
- **環境への配慮と省エネルギー化**

企業団特有の重点課題

- **これまでの枠組みや手法を超えた広域連携、公民連携の必要性の高まり**
- **情報の見える化、情報発信**

8．水道用水供給ビジョン2017

基本理念「安全な水の安定供給の持続」

企業団は、水道用水を供給する専門集団として「安全な水の安定供給の持続」という基本理念の下で、将来においても阪神地域に安全な水道用水を効率的に送り続けることができるよう努力していきます。

将来の方向性

『阪神地域全体を俯瞰（ふかん）して、地域の水道のあるべき姿を認識・共有し、実現すべく主体的な役割を果たす。』

全てのステークホルダー間で、阪神地域全体の水道事業の将来を、経営（人材、施設、財政）の観点から明確にした上で、共通認識を醸成し、今後の最適な姿を描き、地域全体で実現していくことが必要です。

経営方針

阪神水道企業団は、基本理念である「安全な水の安定供給の持続」を達成するため、企業団の現状や取り巻く環境等を踏まえ、将来に向けて、４つの経営方針を掲げ、それぞれの重点施策を実施していきます。

1　水源や施設の適切な管理に努めます。

2　災害時の対応能力を強化します。

3　将来も供給を継続できるよう経営基盤を強化します。

4　阪神地域の水道のより良い姿を追求していきます。

重点施策

経営方針１
水源や施設の適切な管理に努めます。

①水源保全への取組
②阪神水道品質保証プログラムの運用
③適切な施設の維持管理と更新計画の策定
④効果的な施設の運転管理及び効率的な水運用

経営方針２
災害時の対応能力を強化します。

①施設・管路の耐震化
②複合リスクを想定した最適なリスク対策の組合せ
③施設や管路の更新に合わせた機能及び維持管理性の向上
④危機管理対応能力の向上

経営方針３
将来も供給を継続できるよう経営基盤を強化します。

①経営規模の適正化
②財務体質の強化
③的確な執行体制の構築
④経営資源の有効活用

経営方針４
阪神地域の水道のより良い姿を追求していきます。

①構成市水道部局との連携強化
②近隣水道事業体等との情報共有及び連携強化
③公民連携の推進
④環境・エネルギー対策
⑤情報の収集及び発信

9．経営戦略2020

「経営戦略2020」の策定の背景と位置付け

企業団は、ビジョンに沿った事業展開を図るために、2027年度までの推進施策を『水道用水供給ビジョン2017に基づくアクションプラン』として取りまとめました。また、分賦基本水量と分賦割合を確定させるため、施設整備、職員採用・配置、経営改善等の具体的な施策を示した4年間を計画期間とする『財政計画』を策定してきました。

一方、国の動向として、総務省は水道事業を含む公営企業に対し、中長期的な経営の基本計画である『経営戦略』の策定を求めています。また、水道事業の基盤強化を目的として、2018年度に水道法が改正されたことに伴い、水道事業者は10年以上の期間を基準とした収支見通しの作成と公表等が求められています。

これらの状況等を踏まえ、企業団では、2020年度からの新たな財政計画の策定に併せ、アクションプランと財政計画を整理統合し、『経営戦略2020』を策定しました。これは、2020年度から2031年度までの12年間の推進施策（アクションプラン）や財政収支等を見通した上で、2020年度から2023年度までの4年間を計画期間とした財政計画において、具体的な施策と財政収支を示すものです。

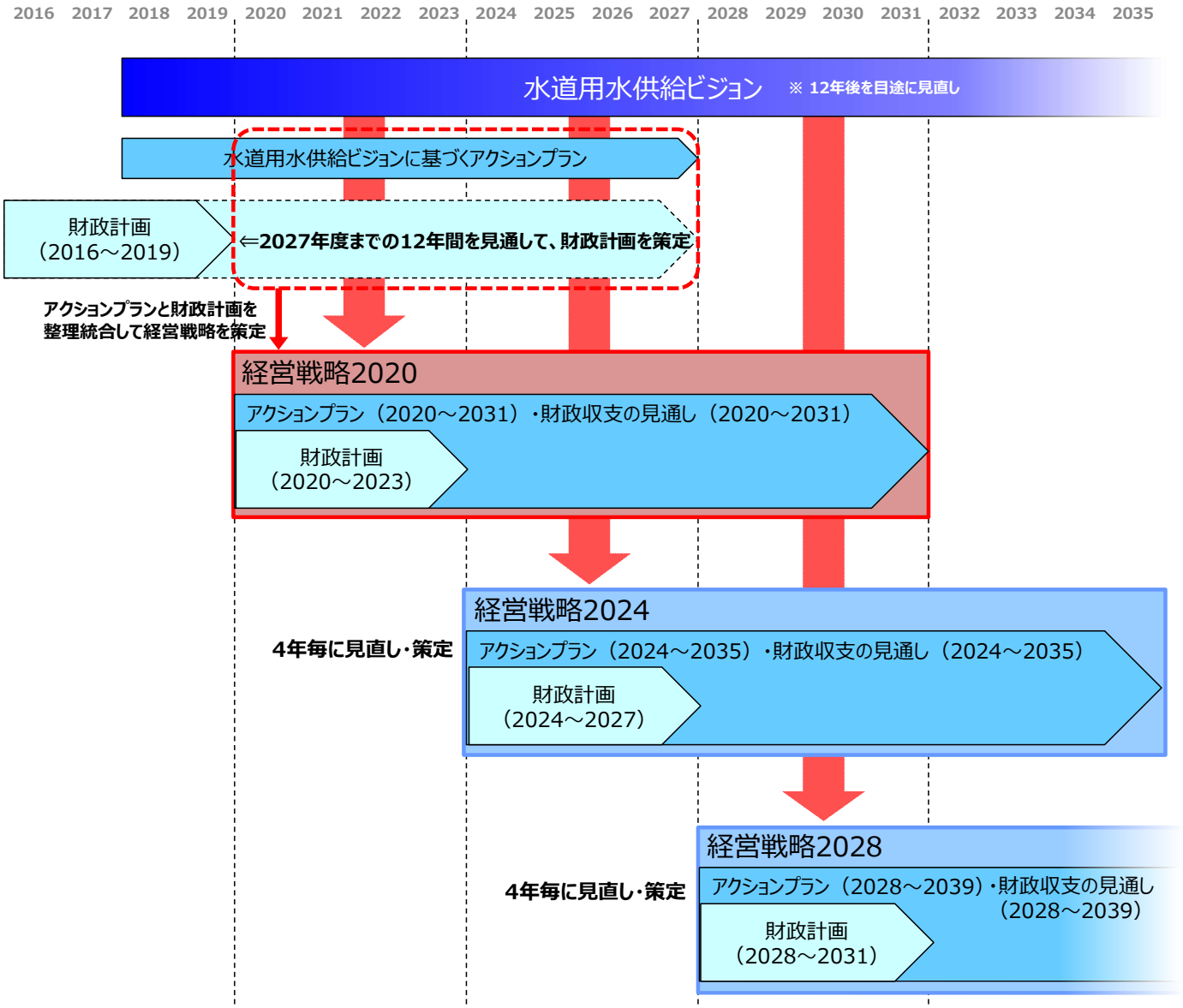

各種計画等の関連

9．経営戦略2020

水道用水供給ビジョン2017に基づくアクションプラン（2020-2031）

□基本方針
・安定給水に必要な施策の着実な実施
・経営基盤の強化
・経営改善の推進による構成市受水費負担の軽減

□給水量
・一日最大給水量は、近隣水道事業体への新規供給として2万㎥/日（2027年度～）を見込み、717,806㎥/日（2031年度）を想定しています。

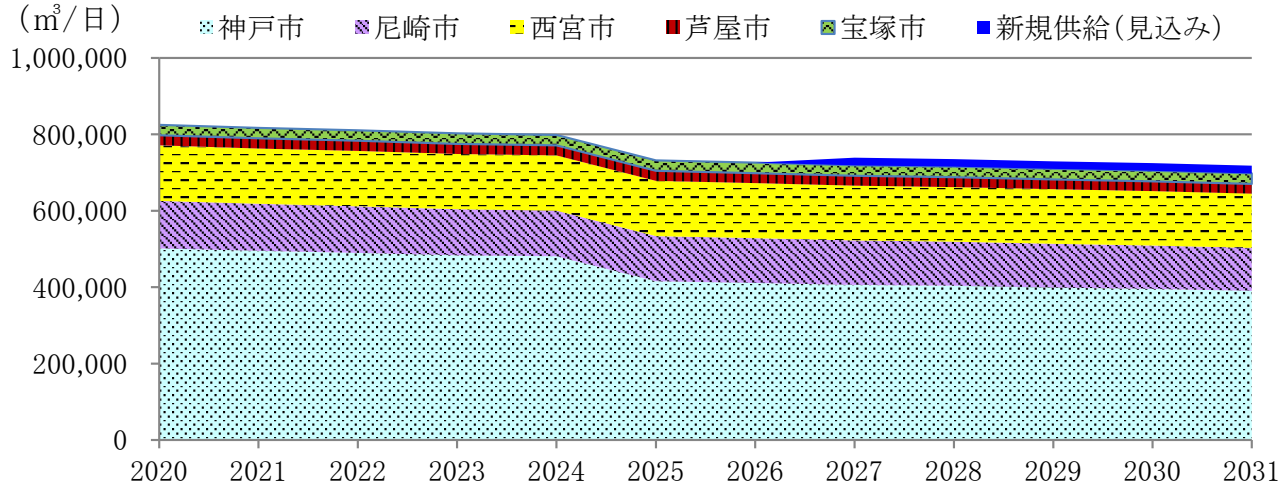

一日最大給水量の推移

□主要取組事項
1．施設整備
（1）施設規模の適正化
➢施設能力を現在の1,289,900㎥/日から907,400㎥/日にダウンサイジングします。（2027年度～）

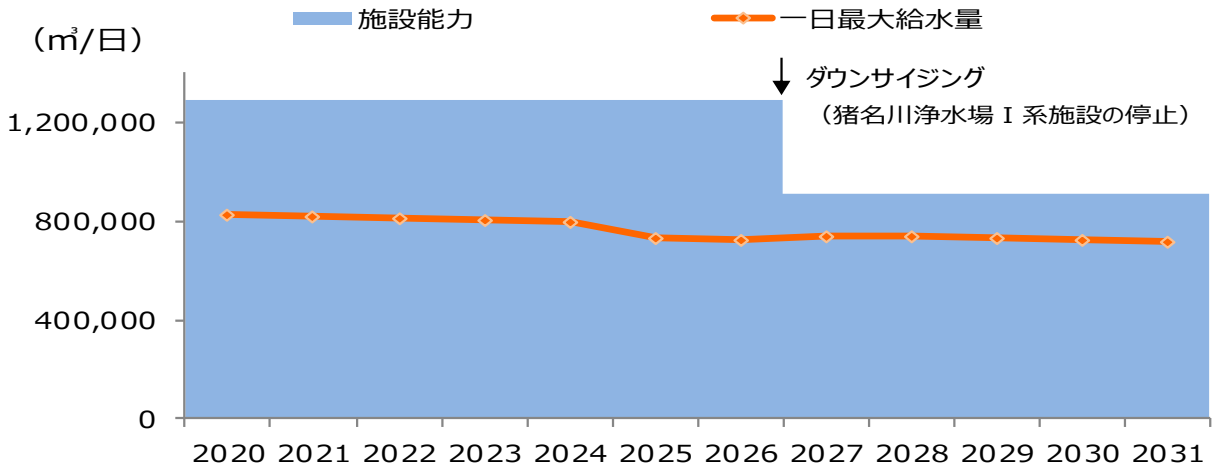

施設規模の適正化

（2）老朽劣化対策及び耐震化
➢老朽劣化診断結果や耐震診断結果に基づく施設の改修や更新を実施します。
➢「主要機器の更新基準及び点検整備基準」に基づく設備等の取替えや修理を実施します。

（3）災害リスク対策
➢ 2031年度末時点でおおむね24万㎥/日の連続供給が可能となる停電対策を推進します。
➢自然災害の多発を踏まえたハード及びソフト両面の対策を推進します。

水道用水供給ビジョン2017に基づくアクションプラン（2020-2031）

□主要取組事項

2．持続的な経営

(1) 経営基盤の強化

➢経営改善策の推進、ダウンサイジングによる投資削減、近隣水道事業体との広域連携の推進に取り組みます。

(2) 施設整備のための財源確保

➢企業債の適切な借入れ、耐震化等交付金の確保に努めます。

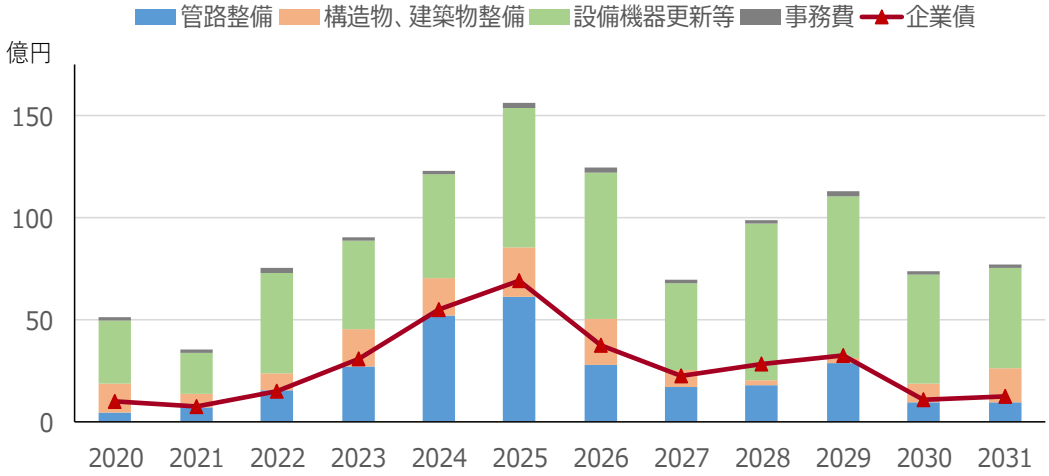

建設改良費と財源

(3) 費用負担の見直し

➢実績給水量を分賦金に反映することを目的とした「二部制」の導入及び構成市の受水費負担軽減を目的とした「分賦金水準の引下げ」を実施します。

➢施設規模の適正化（ダウンサイジング）に伴う分賦基本水量、分賦金制度及び水準のあり方等の協議を実施します。　⇒財政計画期間（2020-2023）で協議調整します。

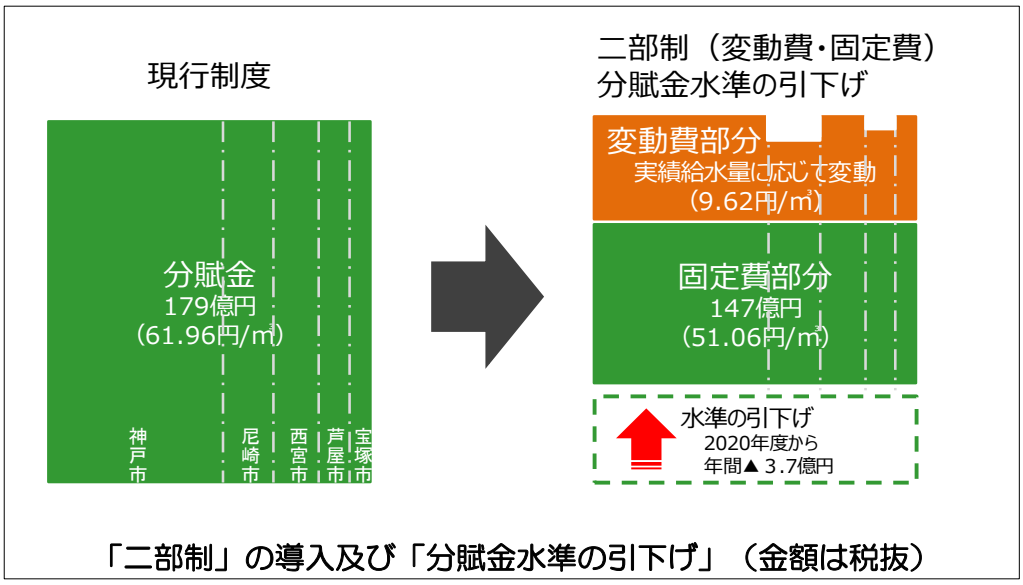

「二部制」の導入及び「分賦金水準の引下げ」（金額は税抜）

3．組織体制の強化

(1) 組織体制の適正化

➢計画的、戦略的な採用を実施します。

➢業務効率化や働き方改革の推進による「職員数の削減（▲6名）」を実施します。

(2) 人材育成・技術継承

➢職員育成方針に基づく職員の育成、再任用職員による知識・経験等の継承を図ります。

財政収支の見通し（2020-2031）

アクションプランで設定した施策を推進することにより、目標を達成できる見通しです。

目標：「内部留保資金（30億円）の確保」

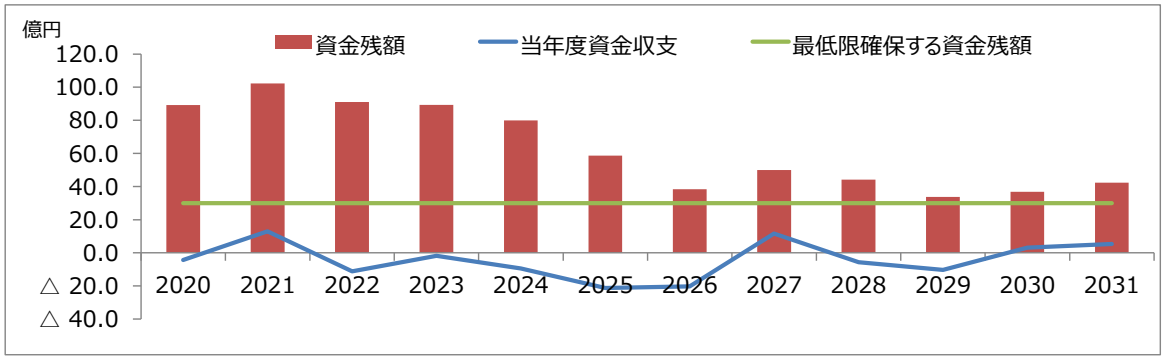

資金収支の推移

主に施設整備の推進により年度間で資金需要は増減するものの、企業債借入れによる財源措置により、最低限保有する内部留保資金30億円を確保できる見込みです。

目標：「累積欠損金の解消（2023年度）」

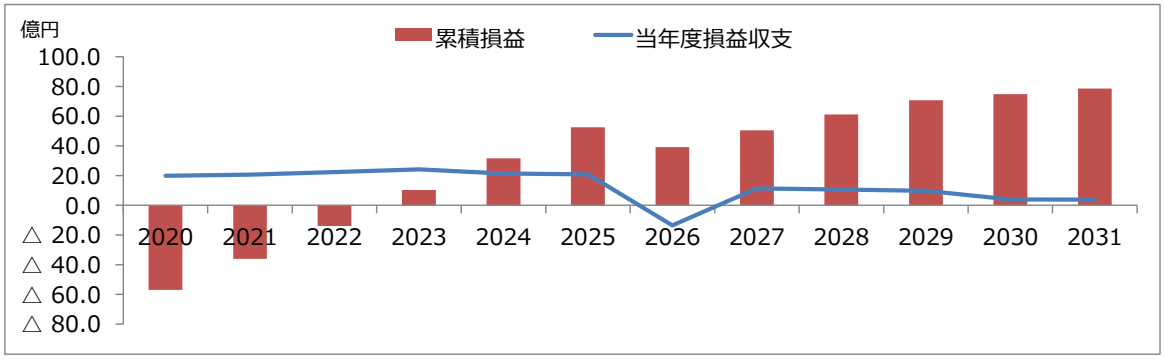

損益収支の推移

保有地の有効活用等の収益確保や職員数の削減等によるコスト削減といった経営改善策の推進により、2026年度を除く各年度において純利益を計上し、2023年度には累積欠損金を解消できる見込みです。

目標：「企業債残高の抑制」

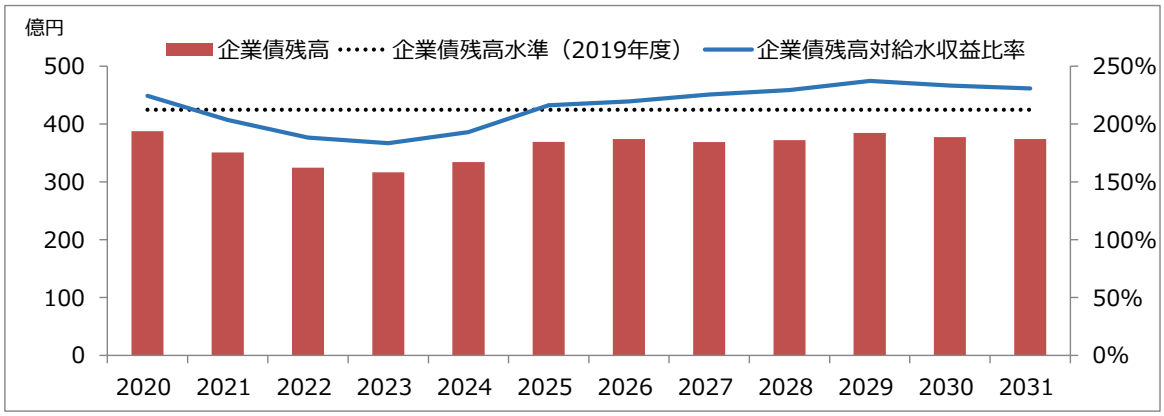

企業債残高及び企業債残高対給水収益比率の推移

施設整備の財源措置として、管路更新と設備更新の一部で企業債借入れを実施しますが、企業債残高及び企業債残高対給水収益比率が、期首となる2019年度末を下回る水準で推移できる見込みです。

阪神水道企業団

企業団ウエブサイト